

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

老朽化が著しい施設は、災害が発生した際に大きな被害となりやすい。とりわけ、学校施設は避難者や帰宅困難者となりうる生徒等の使用が想定されるため、災害による被害を最小化すると同時に、避難場所としての機能を向上させる必要がある。このため、防災、減災、国土強靱化を推進する事業として、尾田蒔中学校の校舎を大規模に改造する。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

トイレの老朽化が著しい施設は、設備の古いものが多く、衛生上好ましくない。また、和式便器が多く使われているため、普段利用する児童・教職員や、災害時の避難者が満足に使用できない状況となっている、このため、平常時の学校施設及び避難場所としての機能を向上させる必要があることから、国土強靱化を推進する事業として、秩父第一小学校の校舎におけるトイレを大規模に改修する。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		13 校
中学校		8 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		3 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	6 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	17 箇所
	学校武道場	3 箇所
	社会体育施設	0 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	無し	-
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無し	-

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画期間経過後に、当初の計画した目標の達成度合を計測し、評価結果等を当市のホームページ等で公表する。</p>
